

政府系公益法人に対する
公益認定等委員会委員長からのメッセージ

平成 23 年 4 月 4 日

この度の東日本大震災により被災されました方々には謹んでお見舞いを申し上げますとともに、被災地における一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

公益法人は、税制をはじめ様々な優遇措置を受けて、公益を実現するための活動を行うものであり、国民の信頼の下で初めて成り立つ存在だと考えています。このことは、公益目的支出計画実施中の一般法人にもあてはまるものと考えています。

国家公務員出身の役員、行政からの支出や権限付与があるいわゆる政府系公益法人に対しては未だ厳しい目が向けられています。公益認定等委員会は、こうした認識の下、政府系公益法人が実施する公益に関する事業が、真に時代の要請に応えるものとなっているか、その事業規模が法人の能力と比較して適切か、国家公務員出身の役員が在籍している場合適切なガバナンスの下で役員は選任されているか、役員等の給与が勤務実態に比して高額となっていないかなどの点について厳しく注視しているところです。

各法人には、国民から疑念を抱かれないよう、透明な役員選任、効率的な事業実施など適切な法人運営をお願いします。また、その事業についても、従来の事業を継続するだけでなく、法人の実情を踏まえ、専門的知見や経験を活かし、公益に関する事業の拡大や寄附を実施するなど取り組んでいただきたいと思えます。特に、長期に亘る公益目的支出計画を実施・検討している法人の皆様を中心として、今回の震災による被災者支援や震災復旧・復興をはじめ社会のニーズに対応した分野に資源を重点的に振り向けられないか、法人の実情に応じて是非前向きな検討をお願い申し上げます。

各法人の皆様には、「民」による公益の増進という原点に立ち返り、今こそ日本のために率先して取り組んでいただきますようお願いいたします。

この国難ともいべき未曾有の震災から立ち上がっていくためには、官民間問わずその資源と英知を結集して取り組んでいくことが必要であり、各法人には大いに活躍していただきたく、宜しくお願い申し上げます。